

令和5年度牧之原市物価高騰対応生活支援 給付金(10万円/1世帯)のご案内

物価高騰対応生活支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** を、住民税均等割のみ課税世帯に支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

支給対象

基準日(令和5年12月1日)において牧之原市に住民登録がある、**令和5年度住民税均等割のみ課税世帯**または**均等割のみ課税者と住民税非課税者と構成される世帯**

※住民税が課税されている方の扶養義務者等のみからなる世帯は対象外

住民税均等割のみ課税世帯とは

住民税は、均等割と所得割から構成され、住民税均等割のみ課税世帯とは「所得割が課税されておらず、均等割のみが課税されている世帯」を指します。

対象となる世帯

個人住民税

均等割

均等割とは、一定の所得のある方に課税される税金です

所得割

所得割とは、前年中の所得に応じて課税される税金です

支給手続き

対象者へは確認書が届きます。**返送が必要です。**

提出期限 令和6年5月31日(金)



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

421-0422 牧之原市静波991-1

牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」福祉こども相談センター
1階「給付金」窓口

電話 **0548-23-0085**

受付時間 平日8:15~17:00(土日祝を除く)、水曜日は19:00まで



日本語



English



Português



Chinese

令和5年度牧之原市物価高騰対応生活支援 給付金こども加算(5万円/児童1人につき)のご案内

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯と同世帯の児童に、
(児童1人につき5万円)を追加で支給します。

給付金の支給額

児童1人につき **5万円** 世帯主へ支給

加算対象となる児童(支給要件)

基準日(令和5年12月1日)において、下記のいずれかと同一世帯の
18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

- ・ **令和5年度住民税非課税世帯**
- ・ **令和5年度住民税均等割のみ課税世帯**

※ただし、以下の児童については申請により対象となります。

- ・ 基準日以降に生まれた新生児
- ・ 別世帯だが扶養している児童(学校の寮で生活している場合など)

支給手続き

対象者へは支給のお知らせまたは確認書が届きます。

- ・ 支給のお知らせが届いた世帯は手続きは必要ありません。
- ・ 確認書が届いた世帯は、**返送が必要です。**

提出期限 令和6年5月31日(金)

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

421-0422 牧之原市静波991-1

牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」福祉こども相談センター
1階「給付金」窓口 電話 **0548-23-0085**

受付時間 平日8:15~17:00(土日祝を除く)、水曜日は19:00まで



日本語



English



Português



Chinese